

## 環境影響評価準備書への意見及び事業者の見解

### 環境影響評価準備書の公告・縦覧及び意見募集について

- ・公告日 : 平成 23 年 7 月 19 日(火)
- ・縦覧期間 : 平成 23 年 7 月 19 日(火) から 平成 23 年 8 月 18 日(木)
- ・縦覧場所 : 長野県環境部環境政策課、長野地方事務所環境課  
長野市環境部環境政策課、長野市大豆島支所  
長野広域連合事務局環境推進課
- ・意見募集期間 : 平成 23 年 7 月 19 日(火) から 平成 23 年 9 月 1 日(木)
- ・意見提出先 : 長野広域連合事務局環境推進課
- ・意見書の提出件数 : 5 件

#### 特記事項

- ① 意見書ごとに、事業者の見解をお答えしています。なお、提出された意見書については、「意見書 1」…「意見書 5」として、記載しています。
- ② 意見書に添付されていた資料については、平成 23 年第 1 回長野県環境影響評価技術委員会 (H23.9.13) の「資料 4」をご覧ください。
- ③ 意見書の原文の下線箇所は、「環境影響評価準備書 要約書」のページ番号を示します。

No	意見書 1			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	準備書での該当箇所				
	章	項目	P		
1	第4章	4-1 大気質 4-2 騒音 4-3 振動 4-5 悪臭	304 374~378 407 440	1. 施設の詳細が決まっていないのに、施設の稼働による環境への影響は評価できないと思います。	今回の環境影響評価業務と併行して作成した計画施設のアセス用の概要設計を基に、複数のプラントメーカーから排ガス、騒音等の基本情報入手し、数値の確認を行ったうえで、環境負荷が最大となる諸元を設定して予測評価を実施しております。 なお、排出源の主な諸元については準備書の以下のページに記載しております。 ・排ガス発生源の条件 P304 表 4-1-69 ・騒音発生源の条件 P374 図 4-2-15(1) から P378 表 4-2-35 まで ・振動発生源の条件 P407 図 4-3-8、表 4-3-22 ・悪臭発生源の条件 P440 表 4-5-11
2	準備書全般			2. 影響予測にあたって、使用されている基図が古い 例えば、「第4章 図 4-1-1(1) 大気質の現地調査地点」の基図には、4～5年前に閉店した西友スーパーが載っており、それ以降に計画敷地周辺に建てられた多くの民家が載っていません。現状とは異なる平面図を使用して、技術委員に正しい評価を求めることは無理です。影響を予測するなら少なくとも平成22年の住宅の状況を記した基図を用いるべきです。	準備書に掲載しました地図等については、再度、確認を行い必要に応じ評価書において修正したものを記載いたします。 なお、予測評価は現況に基づき行っており、地図が古いことによる影響はないと考えております。
3	第1章	1-5 事業の内容	9	3. ごみ処理広域化基本計画は時代の流れに逆行しています 「温暖化ガスの削減のため、灰溶融炉は廃止」(環境省、平成22年3月)など社会情勢が変化する中で、平成11年度以来の灰溶融炉計画をそのまま引きずった広域連合の計画はこれからの時代に適した選択と言えるでしょうか。広い見地からの評価を求めます。	国から平成22年3月に①ダイオキシン類対策が進んだことによる溶融固化処理の必然性の低下、②最終処分場の残余年数の増加、③灰溶融固化設備の廃止による燃料等の削減により温室効果ガス削減への寄与を理由として、過去に国庫補助金により整備した灰溶融固化設備を廃止しても補助金の返還を要しない旨、一定の条件(①焼却灰の全量をセメント又は土木材料として利用するか他の施設で溶融処理できること、②焼却灰の再利用等が困難な場合は、最終処分場を15年以上確保できること等)を付し、通知されております。(「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用(焼却施設に付帯されている灰溶融固化設備の財産処分)について」平成22年3月19日) 当広域連合では、このような国の動向もふまえ、平成23年2月に「ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行い、「灰の資源化の検討」、「高効率発電の導入」、「災害ごみへの対応」等、近年のごみ処理技術の進展、地球温暖化問題の顕在化等を考慮したところではありますが、国の通知の要件を満たすことについては、現時点では困難であり、最終処分量の減容化、ダイオキシン類の無害化等に有効であり、再資源化につながるものと考えておりますことから、引き続き溶融固化処理を行う計画としております。 ご指摘のように、灰溶融炉を取りやめ、余剰電力をより多く生み出すことは温室効果ガス削減に寄与するものではありませんが、溶融固化処理に必要なエネルギーは、ほぼ全量を高効率発電により賄うことができ、かつ余剰電力も生み出せるものと判断しております。
4	第1章	1-5 事業の内容	24	4. 原発事故に限らず、想定外の事故も考慮して欲しい 準備書の要件には当たらないかもしれませんが、万一、灰溶融炉の爆発事故が起こった場合の影響予測や対応計画がありません。これらは、地元の住民合意を求めるうえで必須条件と考えます。	ご指摘の件は、環境影響評価の対象ではないと考えます。 なお、計画施設は、災害に強い施設とし、万一の事故や自然災害の際には安全に運転を停止し、二次災害を発生させないことが重要と考えます。稼働にあたっては、可能な限り具体的なリスクを想定し、事故対応マニュアルや危機管理マニュアルを作成し、職員の教育訓練を徹底するなど危機管理の体制を整えてまいります。

No	意見書 2			( 1 / 3 )	
	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
5	準備書全般			<p><b>1. 総括的意見</b>  環境影響評価準備書（以下準備書と略称）は科学的根拠と信頼性について疑義があり、また焼却炉とともにA焼却施設を構成する灰溶融炉に係る環境影響評価が欠落していることから、準備書としての要件を満たしていません。従って、候補地にA焼却施設を建設することの可否について判断する際の資料とすることはできません。</p>	<p>今回の環境影響評価については、焼却炉（ストーカ式 450 t/日）と灰溶融炉（電気式 60 t/日）が稼働するという条件で予測評価を行っております。</p>
6	第4章	4-1 大気質 4-2 騒音 4-3 振動 4-5 悪臭	304 374~378 407 440	<p><b>2. 予測方法、予測結果と評価方法、評価結果についての科学的根拠および信頼性について</b>  2.1 大気汚染物質等の発生源施設の諸条件が不明なまま予測している  悪臭、大気質等の施設稼働に伴う大気汚染を、大気中の濃度という物理量として予測するためには、大気汚染物質等の発生源である焼却施設の条件設定が不可欠です。しかしながら、処理能力、煙突高さが与えられているだけで、発生源施設の条件（設備・装置の具体的な仕様、施設の稼働条件と施設からの大気汚染物質等の排出量（排ガス量、排ガス密度、排ガス中の濃度、排出熱量・・・））が与えられていません。このような条件で、物理量を予測することは不可能です。「排出ガス濃度等は計画値を設定している」とあるが、これだけでは、予測値は計算できません。どのようにし予測されたのか、科学的根拠を示して下さい。  方法書の段階で同様な指摘があつて、事業者の回答は、「環境影響評価と併行して施設の詳細計画を策定してまいります」とあるにもかかわらず、これを実行しないで準備書が作制されたわけです；方法書を踏まえた準備書ではないことも示しています。</p>	<p>意見書1 No1の見解と同じです。</p>
7	第4章	4-1 大気質	197~	<p><b>2.2 予測濃度の科学的信頼性に欠ける</b>  大気質の濃度を例にとります；  逆転層発生時などの一時的な大気汚染の予測「二酸化窒素 1時間値予測濃度 0.0654 ppm、環境保全目標値 0.1 ppm 以下」物理量には有効数字があります。有効数字を揃えないと物理量の大小を比較できません。予測濃度の有効数字は3桁、目標値は1桁。予測濃度の有効数字を目標値に併せて丸めて1桁にすると、0.07 ppmとなります。  複雑なシミュレーション式に多くの仮定を含むパラメータを設定して得られた予測濃度 0.07 ppmと目標値 0.1 ppmとの間に「目標値を下回っているから影響が小さい」と結論できる有意差があるのでしょうか。あるとしたらその根拠（計算の正確度）をお示し下さい。  与えられた条件に従ってコンピューターは適当に数値をいくらでも吐き出します。他の汚染物質についても、予測値と目標値の間に、物理量として有意差があるのか吟味し、科学的に意味のある計算と物理量表示をして下さい。また、入力パラメータの一つである環境保全目標値を変更したとき、予測濃度はどの程度変動するのでしょうか。稼働による排出濃度にはかなりの変動がありましようから、これに対応して、予測値がどの程度の揺らぎ幅を持っているのか、準備書の信頼性を高めるためにも示しておくことも必要です。</p>	<p>施設稼働後の予測濃度は、建設候補地周辺で実施した現況調査より得られた大気汚染物質等の最大値（バックグラウンド濃度）に、計画施設からの最大の寄与濃度を付加して算出しております。このように、予測濃度については、影響が最大となる条件を想定しておりますが、全ての地点で環境保全目標値を下回る結果となっております。  次に、排ガスの寄与濃度の有効数字を揃えていない理由につきましては、建設候補地における気象調査の結果を基に、大気拡散モデルにより排ガスの寄与濃度を算出したところ、その結果が、バックグラウンド濃度より数値が低かったことから、より下の桁まで表記したものです。  また、予測値の変動については、排ガス濃度は最大となる計画値を用い、排ガス量の最大と最小で予測を行っております。  その一例として窒素酸化物の長期評価の結果を以下に示します。  ・ケース1 条件 最大値 136,000Nm<sup>3</sup>/h  予測結果 0.02476ppm（年平均値）  ・ケース2 条件 最小値 113,000Nm<sup>3</sup>/h  予測結果 0.02462ppm（年平均値）  上記結果のとおり、排ガス量が20%変化しても、予測結果の変化は約0.5%程度であり、著しい違いは見られませんでした。</p>

No	意見書 2			( 2 / 3 )	
	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
8	第1章 第4章	1-5 事業の内容 4-16 温室効果ガス等	9 678	<p><b>3. 灰溶融炉に係る環境評価について</b></p> <p>灰溶融炉の施設計画（設備・装置の具体的な仕様、施設の稼働条件と施設からの大気汚染物質等の排出量、電力消費量・・・）と環境評価が全く記述されていませんので、準備書として未完であり、住民、技術委員会等から意見聴取できるレベルにありません。灰溶融炉に係る環境評価を実施して下さい。</p> <p>灰溶融炉は、国・環境省の将来動向として、廃止する方向にあるのではないのでしょうか。近視眼的な施設計画ではなく、長期的な10年、20年単位の長期的な視野でこの問題を検討すべきです。</p>	<p>灰溶融炉を含めた計画施設の排出源の諸元は、意見書1 No1の見解に示したとおりであり、灰溶融炉を含めた計画施設の稼働電力と発電量については、「準備書 P678 表 4-16-15」のとおりです。</p> <p>なお、灰溶融炉についての考え方は、意見書1 No3 の見解と同じです。</p>
9	第4章	4-16 温室効果ガス等	678	<p><b>4. 温室効果ガス発生量の削減について</b></p> <p>施設稼働の余剰電力を二酸化炭素削減量に換算して、環境保全目標と整合、と結論されています。灰溶融炉は膨大なエネルギー、とりわけ大電力を消費する施設です；灰溶融炉の設備・装置の具体的な仕様なしにどのように計算されたのでしょうか。計算根拠を示して下さい。</p>	<p>ごみ焼却に伴い発生した熱エネルギーによる廃棄物発電を行い、灰溶融炉の稼働に必要な電力を賄う計画であり、新たな化石燃料を必要としないことから、灰溶融炉の稼働に伴う温室効果ガスの発生はほとんどないものと判断しております。</p> <p>ご指摘があった灰溶融炉の説明が不足する部分につきましては、評価書において記載いたします。</p>
10	第1章	1-5 事業の内容	9	<p><b>5. 準備書には、方法書と不整合な部分がある</b></p> <p>方法書に対する知事意見「事業計画3 施設計画の策定に当たっては、長野市地域の省・新エネルギービジョン等に配慮すること」とあります。</p> <p>準備書は、施設計画の策定無しに作成されております。また、膨大なエネルギーを消費する灰溶融炉の導入は、「省・新エネルギービジョン等への配慮」をしたことになりません。少なくとも、この観点から吟味すべきです。</p> <p>上述した、方法書「環境影響評価と併行して施設の詳細計画を策定してまいります」の記述にも反しています。</p>	<p>H22年を目標年度とした長野市省エネルギービジョン及び新エネルギービジョンでは、化石エネルギー消費を地域全体で1990年レベルに削減することや定格出力6,000kWの廃棄物発電の導入が目標とされておりましたが、その後、両計画を承継した長野市地球温暖化対策地域推進計画においても、エネルギーの面的利用促進の観点から、ごみ焼却施設でのエネルギー回収の推進、周辺施設での余熱利活用の検討がうたわれております。</p> <p>当広域連合が計画する灰溶融炉の稼働においては、新たな化石燃料を必要としない廃棄物発電により賄う計画としています。また、廃棄物発電は、定格出力6,000kWを上回ると計画していることから、これら計画等に配慮したものと考えております。</p> <p>なお、廃棄物発電の他に、太陽光発電の導入を計画するとともに、雨水利用、屋上緑化等についても検討を行ってまいります。</p>
11	第6章	6-1 事後調査項目の選定	707	<p><b>6. 事後評価について</b></p> <p><b>6.1 事後調査項目（大気質・供用）の非選定について</b></p> <p>事後調査項目（大気質・供用）に非選定があります。稼働後5年程度は、非選定項目を設定すべきではありません。環境の化学・科学と技術は、伝統的な他の学問分野と比べて歴史が浅く、また境界領域の分野でもありますので、何が起こるか分からないことが多い分野です。「影響がないことから、事後調査を行わない」とは、あまりに不遜な態度で、専門家がよく陥りがち間違で事故のもとです。もっと真摯で謙虚な態度で準備書の作成をしていただけないと不安です。</p>	<p>事後調査において一酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを調査対象としなかった理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一酸化窒素：窒素酸化物の大気質への影響については、環境基準が定められている二酸化窒素で行います。</li> <li>・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン：これらの項目は、通常、搬入ごみに含まれることは少ないものと考えられ、また、高温燃焼に伴い分解され、排ガスに含まれることはないと考えます。</li> </ul> <p>また、粉じん・降下ばいじんについては、工事中の土砂の巻き上げ等を確認するために実施するものであり、存在・供用時は行いません。</p> <p>なお、煙突から排出される排ガスについては常時監視を行い、濃度を掲示するとともに、法定検査、周辺環境のモニタリング調査の結果についても公表してまいります。</p>

No	意見書2			( 3 / 3 )	
	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
12	第6章	6-3 事後調査結果の報告等	740	<p><b>6.2 予測方法・予測値の検証（事後調査項目の調査結果）と対応について</b>            施設稼働後、予測方法・予測値を検証し、事後調査が予測値・評価結果と整合しない場合は、直ちに適切な措置を講ずることを明記して下さい。</p>	<p>事後調査結果が予測値を上回ると認められた場合には、適切な対策・措置を実施いたします。また、これらの対応や事後調査の結果については、報告及び公表・公開をまいります。これらのことについて、評価書において記載いたします。</p>
13	第3章	3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出	177	<p><b>7. 施設の寿命、濃度規制と総量規制について</b>            焼却施設・灰溶融炉の寿命・耐用年数について一切記述がありません。            現状では、全て濃度規制で評価していますが、何十年に亘る稼働を想定するならば、総量規制の観点からの評価も必要です。調査項目には排出汚染物質が蓄積するものがあります。            この視点からの判断も準備書に述べてください。</p>	<p>計画施設については、適切な維持管理、メンテナンスを行うことで既設の長野市清掃センターと同様の年数での稼働が可能と考えております。            今回の環境影響評価については、長野県環境影響評価技術指針に基づいて実施しており、指針の中には、ご指摘のような概念による評価は含まれていないものと考えております。</p>

No	意見書 3			( 1 / 2 )	
	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
14	(その他)			<p>1) 長野市清掃センターをめぐる長野市と松岡区との協定書について(2項に関連して)</p> <p>現存の清掃センターは、昭和37年10月に鶴賀七瀬町から移転され、49年間稼働しております。</p> <p>その間何度か施設が増改築され、長野市と松岡区で協定書が取り交わされてきました。</p> <p>昭和54年2月26日付協定書では、長野市清掃センターは大豆島地区全体に係る施設であることから、長野市大豆島地区区長会〇〇〇氏が代表になっております。特に長野市リサイクルプラザ建設に伴う協定書(平成5年8月27日付)では、長野市長塚田佐氏と松岡区長〇〇〇氏との間で「No.1 清掃工場の将来について・当該地は近い将来、住宅地に囲まれる場所にあり清掃工場としての立地条件は、大変悪いと思われるので、他への移転を考慮されたい」それに対して「最近の清掃工場は、都市型工場が多く建設されています。全市的な見地で将来、構想を検討します」と回答しております。(別紙参照)</p> <p>松岡土地区画整理事業が始まっており、農地の宅地化が進む中、住宅地の中に清掃センターが新たに新築されることは松岡住民はもとより大豆島地区全体の発展に支障を来すことになることは明白です。</p> <p>この間、長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会は、サンマリーンながの周辺部を第一候補地に向けて会議を進めてきました。この議事の進め方に疑問を抱いた学識経験者(信州大学工学部教官)及び公募委員の2名が途中退任しております。このことについてどう判断されますか。</p> <p>長野市長塚田佐氏と松岡区長〇〇〇氏との間で取り交わした協定書の重みをどう思われますか。</p>	<p>長野市と松岡区との協定書につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。</p>
15	第4章 (その他)	4-10 植物	525	<p>2) 松岡土地区画整理事業の公園造成地(さくら公園)に長野広域連合ごみ焼却施設建設候補地に選定されている(127項)</p> <p>松岡土地区画整理事業の施行面積は、34.8ha 計画人口1,597人で土地区画整理事業施行規則の設計概要の設定に関する基準、:第9条6項に「設計の概要は公園の面積の合計が施行地区内に居住する人口一人当たり3平方メートル以上であり、かつ施行地区の面積の3パーセント以上になるように定めなければならない」と規定されています。</p> <p>計画公園は ①くろっかす公園 1459.33㎡、②あさがお公園 1232.83㎡、③こすもす公園 1459.83㎡、④さくら公園 6,557.16㎡でした。(別紙参照)</p> <p>疑問点は、一番大きな公園であるさくら公園は造成されないまま、平成17年3月16日組合解散の認可を受け同4月2日解散総代会を開催している点です。</p> <p>しかも長野市ごみ焼却施設地検討委員会(委員長高川秀雄)は鷺澤正一長野市長に、平成17年4月21日付にて、(1)最も優位と判断した候補地として、大豆島松岡二丁目(サンマリーンながのおよびその周辺部) (2)優位と判断した候補地として、芹田川合新田(旧南部浄化センターおよびその周辺部)の建設候補地を答申しました。</p> <p>松岡土地区画整理組合地権者解散会(同年5月以降に行われている)以前に答申されていることです。組合が解散すると、その土地は長野市に帰属してしまうからです。市当局はそのことを理由に現在稼働している清掃センター後地に公園を造ると公言しております。本当に現在の清掃センター後地が公園として使用できるのか、はなはだ疑問です。</p> <p>しかも土地区画整理事業法施行規則に抵触しないのか疑義があります。</p> <p>127項の草地と明記されている場所こそ、サンマリーンながの北側の約2000坪のさくら公園が造成される場所であり、何故草地と書かれているのでしょうか。</p>	<p>松岡土地区画整理事業につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。</p> <p>なお、準備書要約書P127に記載しています「対象事業実施区域は、北側が草地」については、現況の植生の状況を示したものです。</p>

No	意見書 3			( 2 / 2 )	
	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
16	第3章 第4章	3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出 4-11 動物	177 606	3) 137 項「希少動物の保護」が図られておりとありますが、特に周辺住民の健康問題、日常生活についてどう考えておられるのでしょうか。「人の生命は地球より重い」と言われます。周辺住民の健康調査はしなく、動、植物の保護に重点をおくやり方は、人権無視もはなはだしく思います。	環境影響評価において地域住民の健康調査等には行いませんが、地域の生活環境は、国が定めている環境基準や法規制等を基に設定する環境保全目標値を遵守すること、現状が環境基準よりも十分に低い場合などは現状を悪化させないようにすること、汚染物質の排出は法規制値よりも可能な限り抑えること等により保全していきます。
17	(その他)			長野市ごみ焼却施設地検討委員会では大豆島地区にはオオタカが飛来しない地域であることから建設候補地として点数が加算されました。その後の調査で大豆島地区にもオオタカが飛来することが確認されました。一度定めたことも修正するのが民主主義のルールと思いますが、如何でしょうか。	長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会における選定経過については、本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えさせていただきます。
18	準備書全般			4) 資料、データーについて 調査資料が15年程前のものであったり、古い地図が20個所以上あったりして、要約書としての意義がうすれてしまいます。 実態調査も短期間のデーターであり、焼却施設も定まらない中での調査が稼働した時のギャップがあることは、明白です。 科学的な根拠のある資料を示すことが大切です。科学者も納得できる資料の提示を求めます。	調査資料、地図等については、再度、確認を行い必要に応じ評価書において修正したものを記載いたします。 また、現況調査については、長野県環境影響評価技術委員会で審査を受けた方法書により、一年にわたり建設候補地及びその周辺で多岐にわたる調査を行いました。 周辺環境の現況を把握する上で十分な調査を行うことができたと考えております。
19	(その他)			5) 地域住民(大豆島地区全体)の声が反映出来るような方途を考え、物事を進めることを強く要望します。 1) でも述べたように、長野市ごみ焼却施設地検討委員会の構成員も長野市長与党の市議会議員が多く、運営に問題があり、長野広域連合ごみ焼却施設建設に関する松岡区検討委員会も3分の2以上が行政にたずさわっている人達で構成されていました。(私は常会代表の委員) そうした中で、検討委員会の任務外の長野広域連合から要望のあった、地質調査及び環境影響評価(アセスメント)受け入れについて、松岡区長が松岡区検討委員会委員に依頼し、検討委員会に計れば賛成多数で受け入れが承認されます。大豆島地区全体の区長も松岡が受け入れたとの理由で追認するといった、まったく地域住民の声を無視した運営をしてきているのが実態です。 長野市清掃センターの煙突も80mの高さがあり、すくなくとも半径2km以内の住民の生の声を反映させることが重要と思っています。 長野広域連合として、松岡地区だけを特別扱いするのではなく、清掃センターは松岡地区の東のはずれに位置し、上区の住居の方が近いことを考慮し、大豆島地区全体の問題として、今後進められることを強く要望します。	当広域連合では、「積極的な情報の公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」という3つの基本方針を掲げ、建設候補地の直接の地元である松岡区及び大豆島地区の皆様に対しまして、機会あるごとに説明会の開催や資料の全戸配布等を通じて、ご意見をお聞きしながら、ご理解とご協力をお願いしてまいりました。 今後も地域の声を反映できるよう努めてまいります。 なお、長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会につきましては、本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えさせていただきます。

No	意見書 4			( 1 / 2 )	
	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
20	準備書全般			<p>① 4 ページ 1-5-2 対象事業区域及び周辺区域の概況</p> <p>○ 地図が古く周辺区域の正確な説明になっていません</p> <p>対象区域の地図 1-5-2 に記載されている現清掃センターの前の「SEIYU」は5年ほど前に撤退し直後に三立電機松岡工場が入っています。そして SEIYU 駐車場の跡地は住宅地となっています。また、候補地の道路をはさみ北側は区画整理で住宅地となったため、住宅がかなり増えています。これらは、環境影響評価を実施された後の変化でなく、数年前からの変化です。したがってこの項の説明は、周辺区域の正確な説明にはなっていません。</p> <p>地図に関しては上記の地図は資料の中では新しい方で、SEIYU ができる以前、区画整理前の道路がのっている十数年前の地図も資料の中に沢山あることも問題です。</p>	意見書 1 No 2 の見解に同じです。
21	第 1 章 ( その他 )	1-5 事業の内容	6	<p>○ サンマリンの北は「土地区画整理法施工法 9 条で公園に指定」された土地です</p> <p>4 行目「北部は広場となっている」と記載されていますが、ここは区画整理法施工法 9 条で公園に指定された土地です。</p> <p>長野広域連合は、公園の代替地として、「現焼却施設の跡地」を公園にするといわれました。しかし「焼却施設の跡地で子どもたちを安心して遊ばせることができるのか」心配です。環境影響評価に代替地の環境も評価してほしいと要望しましたが、それは広域連合のアセスするものではない。という説明でした。代替地の環境への影響は公園用地に施設を建設する広域連合の責任で行うべきだと思います。「事業主体が違う」という説明は無責任だと思います。</p> <p>又、焼却場の跡地で、しかも不燃物破碎施設やプラ圧縮施設は残る為、そのような処理施設には含まれたところが公園の代替地として適した場所とはいえないと思います。</p>	<p>準備書要約書 P4 に記載しています「北部は広場となっている」については、建設候補地の現況の利用状況を示したものです。</p> <p>また、現焼却施設の解体については、対象事業実施区域外であること、事業主体が異なること等の理由から、本環境影響評価の評価対象としていません。</p> <p>なお、現焼却施設の跡地を公園にすることに関しては、本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えさせていただきます。</p>
22	第 4 章	4-3 振動	395 408	<p>② 85 ページ～ 4-3 振動について</p> <p>予測値と法規制が現況を大きく上回っていることに疑問を感じます。</p> <p>現在でも処理施設などがある地域に新たな負担を強いることがはっきり分かります。</p> <p>法規制以下だからと現況を上回ることは認められない。放射性物質の規制でも分かるように法規制地は絶対数値ではない。</p>	<p>計画施設の建設に際し、現況の振動レベルより上昇すると予測しましたが、これは、建設機械が最も集中した場合の予測値であり、また、施設稼働後については、建物等による振動の減衰を考慮せずに設置する機器の最大値を基に予測したものです。</p> <p>建設及び施設稼働に際しては、環境保全措置を確実に実施し、振動の抑制を図ってまいります。</p>



No	意見書 4			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	準備書での該当箇所				
	章	項目	P		
23	第4章 (その他)	4-15 廃棄物等	657	<p>③ 151 ページ サンマリーンながの解体について この計画の実施されると、サンマリーン解体でかなりの廃棄物が出るのが分かりました。その上、現焼却施設の解体も実施されるはずですが、サンマリーン長野は耐震化をして、残したほうが良いと思います。</p>	<p>本事業は、「サンマリーンながの」を取壊し、新たに焼却施設を建設するものです。 なお、「サンマリーンながの」及び「現焼却施設」の解体は、事業主体である長野市が実施することになりますが、発生する廃棄物は積極的にリサイクルが図られるものと考えております。</p>
24	第1章 第4章	1-5 事業の内容 4-16 温室効果ガス等	9 667	<p>④ 155 ページ 4-16 温室効果ガスなど ○「灰溶融炉」の温室効果ガスについて記載がありません 焼却施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスはあるが「灰溶融炉」でどのくらい温室効果ガスが出るのか記載されていない。先日の説明会でも、「灰溶融炉を建設しても売電できます」と説明がありましたが、その根拠が抜けています。 環境省も「灰溶融固化設備廃止による燃料などの削減により温室効果ガスが削減に寄与する」ことなどを理由に灰溶融炉を廃止しても補助金の返還を求めないという通達が出ていると聞きます。(平成22年3月に都道府県知事宛)</p>	<p>灰溶融炉の温室効果ガスについては、意見書2 No8, 9 の見解に同じです。 環境省の通達については、意見書1 No3 の見解に同じです。</p>
25	第1章 第4章	1-5 事業の内容 4-16 温室効果ガス等	9 678	<p>○広域で遠くからごみの搬入出車両で132.3tCO<sub>2</sub>/年の増加について。 広域でごみを一極集中することにより、環境への影響が大きいということが分かりました。近年災害も多い中、ごみ処理の広域化で一極集中させるより、分散化でそれぞれの地域が減量目標を作ってごみ減量を進めるほうが良いと思います。広域化計画は再検討すべきだと思います。</p>	<p>廃棄物搬入車両等の走行に伴う温室効果ガス等は、収集範囲の拡大により増加しますが、一定規模以上の施設で連続運転を行うことで、安定燃焼が確保され、ダイオキシン類の発生を低減させることができる他、処理コストの削減や焼却に伴う熱エネルギーの回収を効率良くできる等のメリットがあり、事業全体として温室効果ガス等の削減に大きく寄与できるものと考えております。 このように、ごみ処理広域化基本計画は、総合的な観点から検討されています。</p>
26	第4章	4-8 土壌汚染	177	<p>⑤ 重金属類の評価が不足しています。</p>	<p>施設稼働後については、適切な排ガス処理等を行うことで、重金属類による大気汚染、土壌汚染は生じないものと考えております。 また、建設候補地の現況調査において、土壌中の重金属類の調査を実施しましたが、土壌汚染は確認されませんでした。このことから、建設工事において掘削等の土壌を搬出しても、周辺環境への影響はないと予測しました。</p>
27	(その他)			<p>以上、環境影響評価準備書に対しての意見を記入しました。 この計画は進めるべきでないと感じました。再検討を要望いたします。</p>	<p>ご意見のあった事項につきましては、見解としてお示ししたとおりです。 なお、当広域連合管内の既存のごみ焼却施設は何れも老朽化が著しく、早急に更新を行う必要があると考えており、本計画は、総合的な観点から検討されているものです。</p>

No	意見書5			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	準備書での該当箇所				
	章	項目	P		
28	(その他)			1. <u>二頁八行目</u> 平成十六年五月～長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会・学識経験者と公募委員二名退任。	長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会につきましては、本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えさせていただきます。
29	(その他)			2. <u>三頁</u> 環境にやさしい施設、長野市不燃ごみ破碎施設は、約半分が可燃ごみとして燃され破碎されていた平成六年～二十一年暮までダクトだけでそのまま外に放出され三億円ほどかけて改善されました。それまで有害物質が放出されていたことにだれが責任を取るのですか。	本件につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。
30	準備書全般	地図・資料等		3. <u>三頁から次の頁は古くいつの地図ですか。五頁、六頁、十四頁、四十八頁、四九頁、六四頁、七十頁、七六頁、七九頁、八十二頁、九五頁、九十九頁、百頁、百一頁、百六頁、百十六頁、百十七頁、百二十八頁</u>	意見書1 No2 の見解と同じです。
31	(その他)			4. <u>七頁</u> 本事業の供用開始は、二十六年度中としてあるが、パッカー車の洗車の悪臭は、それまで我まんすることですか。	本件につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。
32	(その他)			5. 元気なまちづくりで落合橋北詰が通勤ラッシュで困るなんとかといていたのが、今、平成二十三年八月現在、土手の北側に盛土して一車線拡幅したいと議題になっていたのは、ごみの車を考えていたとは・・・	本件につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。
33	(その他)			6. 松岡土地区画整理が実施され、農地や畑が宅地並みの税金で、税金が高くて土地を手放す状況になり、松岡及び上区の清掃センター周辺では宅地もアパートも安くなっている。	本環境影響評価と直接関係のない事項であることから、お答えできません。
34	第3章 第4章	3-1 環境影響を及ぼす 要因と環境要素の抽出 4-11 動物	177 606	7. <u>二十一頁</u> 大切にしたい長野市の自然と次から次へと出ますが、周辺に住む人間は・・・、動植物、鳥類他、もろもろの物より、人間が健康で長生きできるように考えて下さい。	意見書3 No16 の見解と同じです。
35	第1章	1-5 事業の内容	9	8. 廃棄物の排出、処理、平成十八年頃から灰、及び飛灰は、入札により県外及び民官で受け入れていただいているのなら溶融炉はなくてもよい。	灰溶融固化処理は、最終処分量の減容化、ダイオキシン類の無害化等に有効であり、再資源化につながるものと考えております。 焼却灰等の最終処分を民間に依存することは、倒産や撤退など不安定要素も考えられ、継続性、安定性に課題があると考えております。
36	第3章	3-1 環境影響を及ぼす 要因と環境要素の 抽出	177	9. <u>四十一頁</u> 施設の存在、供用による焼却施設の稼働、周辺に生息する動植物へ影響を及ぼす可能性が考えられるとあるが人間は考えていないのですか。	意見書3 No16 の見解と同じです。
37	第4章 (その他)	4-1 大気質	293	10. <u>五十九頁</u> 焼却灰等搬出車両の走行に伴う粉じん飛散の程度の文章中に、天狗沢は二十五年三月で満杯で契約切れであり延命策として平成十七年頃？から山形県秋田県へ入札により安すかったので輸送されている大事なことが書かれていない。	長野市の廃棄物処理に関する事項であり、本環境影響評価と直接関係のない事項であることから、記載しておりません。

No	意見書5			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	準備書での該当箇所				
	章	項目	P		
38	第4章	4-5 悪臭	441	11. <u>百二頁</u> パッカー車の洗車場の臭気多くあり。	計画施設については、「準備書 P445 表 4-5-15(2)」に示すとおり、室内に廃棄物搬入車両の洗車場を設置し、室内の負圧化または自動扉等を設けることによって、施設外への臭気の漏洩を防止する計画です。
39	第4章	4-8 土壌汚染	506	<u>百二十一頁</u> <u>上から四行目</u> から現在と同様にコンテナ車又は、天蓋付車両により行うとありますが、今現在、どこへ運搬されているのですか	長野市清掃センターから搬出される焼却灰等については、長野市天狗沢最終処分場及び民間の最終処分場へ搬出しているとのこと。
40	第4章	4-1 大気質 4-18 土壌汚染	197~ 7502	<u>百二十一頁</u> <u>上から二十二行目</u> 、地域住民の生活環境に著しい影響を与えないこととありますが、たとえ微量であっても日量四五〇t稼働して永久的にこの地に設置されることは、汚染がちく積され続けるのでは。	適切な排ガス処理等を行うことで、大気汚染、土壌汚染は生じないものと考えております。
41	第4章	4-1 大気質 4-10 植物	197~ 512	12. <u>百二十五頁</u> 周辺の草木はよいとしても焼却炉のまわりには、田畑河川敷等は、多くの人々が野菜等作っていますが大丈夫でしょうか。	適切な施設管理を行うことで、農作物等に影響はないものと考えております。
42	第4章	4-10 植物	525	13. <u>一二七頁上から十二行目</u> 草地とありますが公園です。なんと大きなあやまりが書かれているのでしょうか。	準備書要約書 P127 に記載しています「対象事業実施区域は北側が草地」については、建設候補地の現況の植生を示したものです。
43	第4章	4-10 植物	540	14. <u>七行目</u> 人口草地？ 公園では以下三ヶ所にある公園、今は公園ではなくなっているのですか。	準備書要約書 P130 に記載しています「1.4ha は人工草地である」については、建設候補地の現況の植物群落を示したものです。
44	第1章	1-4 事業の目的及び必要性	5	15. 太陽からは請求書は来ません。壁面にもパネルを、屋上の緑の緑化もいいですが、太陽光発電はどうなのですか。公共の施設には設置するとの市の方針なので両方とも設置は出来ないものなののでしょうか。	太陽光発電については、積極的に設置してまいります。
45	第1章 第4章	1-5 事業の内容 4-10 植物	16 522	16. <u>百三二頁上から十八行目</u> 注目される種は、すべて犀川堤外地に生育していると書いてあるが、煙突の高さから周辺へたとえ微量であろうが焼却炉が稼働している時は、なんらかの化学物質がバラまかれているのですね。	排ガス中のばいじんなど計画値を定めた物質については、法規制値より低くなるよう適切な排ガス処理を行ったうえで、煙突から排出されます。 なお、犀川堤外地に生育している樹木について活力度調査を行った結果、既存の長野市清掃センターが稼働している中で、植物の活力状況に影響は見られませんでした。
46	第4章	4-11 動物	580	17. <u>百三四頁下から九行目</u> 動物相及びとはなんですか。	動物相とは、調査範囲に生息する哺乳類や鳥類などの動物の種類およびその種構成状況を意味します。
47	第1章 第4章	1-5 事業の内容 4-10 植物	12 541	18. <u>百三五頁</u> 現時点では、植栽樹種等の緑化計画は未定であるとありますが一つの提案として私は、空気を浄化するといわれているユーカリの木を沢山植えてみてはいかがでしょうか。ほかにも空気を浄化する樹木は種々あると思います。ご検討を。	周辺植生と調和する植栽を行ってまいります。

No	意見書 5			( 3 / 5 )	
	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
48	第1章	1-4 事業の目的及び必要性	5	百三五頁 下から三行目排水は雨水排水だけとありますが、施設が稼働した時には、雨水もためておいて使えるようにしたらどうですか。	雨水の再利用について、検討してまいります。
49	第3章 第4章	3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出 4-11 動物	177 606	19. 百三七頁 「希少動植物の保護」が図られており、とありますが私達人間も動物です。周辺地域の人間様のことはどう考えているのでしょうか。	意見書3 No16 の見解と同じです。
50	第4章	4-13 景観	621~	20. 百四十頁、四十一頁 文章通りであり地図では住宅もない、白紙の状態の図面をなぜ使用しているのですか。	調査地点を表記した地図の中に現況の建物等が反映されていない点につきましては、必要に応じ評価書において修正したものを記載いたします。
51	第1章	1-4 事業の目的及び必要性	5	21. 百四十三頁 景観として、屋上緑化、太陽光発電も設置で屋上に出て眺望も良く見学出来る屋上であってほしい。	屋上の有効活用について、検討してまいります。
52	第4章	4-14 触れ合い活動の場	647	22. 百四十七頁 触れ合い活動の場の調査結果何月何日に調査目指したのか記されていない。	触れ合い活動の場の現況調査は、平成21年8月23日(日)に実施しております。評価書要約書において追加したものを記載いたします。
53	第4章	4-15 廃棄物等	657	23. 百五十一頁八行 どこで最終処分するのですか、県外の民官業者、それとも県内の民官業者ですか。	「サンマリーンながの」の解体工事による廃棄物の最終処分先は、現時点では決まっておりません。
54	第4章	4-15 廃棄物等	658	百五十一頁 天狗沢最終処分場など三施設は、どこですか。	3施設は、長野市の天狗沢最終処分場と牧野島不燃物処理場、信濃町の楯形不燃物最終処分場です。
55	第1章	1-5 事業の内容	9	二十三年度も山形県や飯山陸送に入札でお願いしている状況ですね、このまま、灰溶融炉などつけないで民官にお願いした方が安すいのではないのでしょうか。先日柳泉園組合の焼却施設も見学させていただいた折にも、灰溶融炉をつけなくて結果的によかったと答えておりました。高額のコストをかけて設置するより、八月二十日～二十一日におこなわれた信州環境フェアに出店していた、佐久の業者のお考えもお聞きしましたところ民官に入札してお願いした方がよいと、今は、国の方針として必ずしもつけなくともよく、補助も少なくなっているとのこと。売電を沢山し、事故もある高温できけんな炉はやめて下さい。	意見書5 No35 の見解と同じです。
56	第1章	1-4 事業の目的及び必要性	5	24. 百八一頁 阿部知事様の意見の中にごみ削減目標を達成するためとありますが阿部知事様は、以前、横浜中田市長様の下、副知事をしていた頃焼却炉を何本も減らしたということ、当時中田市長様は、テレビ討論で答えておられました。是非その経験を長野県にも吹き込んでいただきたいと思っております。ごみ減量作戦が一番だと思っております。	長野広域連合管内の8市町村における減量・資源化の取組みとして、平成22年7月までにごみ処理の有料化が6市町村で導入された他、平成21年10月から長野市において剪定枝の資源化等を行っております。今後も、関係市町村において、実情に合わせた取組みが進むものと考えます。

No	意見書 5			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	準備書での該当箇所				
	章	項目	P		
57	(その他)			<p>さらに不安を感じずることは、3.11の原発ごみが、この先何年かかって処理するのか先の見えないごみの焼却も汚染されたごみを長野市の清掃センターで受け入れの方向でありますとの回覧がまわりました。被災された方々の行く末を考えると、日本国民として早くごみ処理をして現地の皆様を助けなければいけないと心が痛みますが、当大豆島地区は、すでに五十年ほど前からごみの処理を引受け、当時は、ハエが夜になると天井に黒くなるほどはりつき、昼間は、ハエ取りリボンを何本もつるし、ハエタタキでたたいたり、大変いやな状況にありました。この地に生れ育って、あと生きても今までの年月はこの世で暮らすことは、出来ないと思えば、今ここで又、次の広域の施設を受け入れてしまえば、子々孫々ずーとずーと、この地に設置され続き、西は戸隠の峯、東は高山村の峯々からこの善光寺平の盆地の真中にゴミマイレージの不安を感じます。よごれた排気ガスの出ない電気自動車だけが焼却施設に集まって来るなら100歩ゆずって今ここに至っては・・・。今はやりのゲリラごう雨、及び災害などのことを考えたら他の場所に二ヶ所に分散してこの場所は、センターという名の下に①不燃ごみ②資源ごみ③プラ圧縮梱包④犬猫焼却⑤可燃ごみ焼却の各々の施設が集まり単体ならば悪臭はここからと云えますが、行政に伝えると、内のところとは限らない、他にも民官の施設がありますからと逃げ口実、大豆島の皆様には足を向けてねれないと云っておられた市の職員の方もおりました。き存の施設の隣に公園として区画整理されたのが集まり孫をつれて当時は遊ばせるのに適当な公園だと思っていたらいつまでたっても草刈りをするだけで公園が出来ないと思っていたらなぜか広域連合の焼却施設が出来るべく候補地となってしまいました。まだまだ役所の方々は現地を充分見て聞いて考え直して下さい。</p>	<p>ご意見は、環境影響評価の内容に直接関係するものではありませんが、当広域連合では、「積極的な情報の公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」という3つの基本方針を掲げ、平成17年11月の建設候補地選定後、松岡区及び大豆島地区の皆様に対しまして、機会あるごとに説明会の開催や資料の全戸配布等を通じて、ご意見をお聞きし、ご理解をいただく中で測量・地質調査や環境影響評価等を行ってまいりました。</p>
58	(その他)			<p>25. 長野市ごみ検討委員会（平成十六年五月～平成十七年七月まで）では学識経験者が途中で、そしてその後、公募委員も退任しております。市議会議員が過半数をしめての委員会は無意味だと思います。これからの委員のあり方もお考え下さい。</p>	<p>長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会につきましては、本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えさせていただきます。</p>
59	(その他)			<p>大豆島地区の一年毎に役員さんが変られ焼却施設の関連の会議が開かれても言葉を発せれない状況で、終ってしまってからあの時はと、言われ、もれ聞いておりますし、役員さんのお宅を訪問しても、今は役をしているので答えられないと言われている横で奥様は、ごみはくさいしでいらぬ、反対ですよとしきりに私達の声に反応してくださっている事実、さらに大豆島に全戸配布になったと云われている、長野広域連合A焼却施設に係る環境影響評価準備書(案)〈概要版〉が松岡の一部の住民に配布されず、(別添の)回覧板がまわり広域連合の方々及び市の関係者十数名が出席しての説明会だったそうです。この件で意見を書いて出す資料が配布されず、これに対し広域連合は、配布されなかったことは事実ですと認めておりますがもうすんでしまったことと話しが続きません。このことは意見を書いて出すべく冊子が手元に届かなければ読むことも意見を書くことが出来ない状況下におかれた理由は、どこで、どうしてと考えればこの説明会は成立しないこととなります。</p>	<p>当広域連合が大豆島地区に対し独自の取組として行いました、「長野広域連合A焼却施設に係る環境影響評価準備書(案)〈概要版〉」の全戸配付につきましては、大豆島地区区長会のご了解をいただき実施したのですが、不行き届きがあった点につきましては、お詫び申し上げます。</p>

No	意見書5			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	準備書での該当箇所				
	章	項目	P		
60	(その他)			以前、北寄りの西側に2つの会社があり訪問しお聞きしたところ公園なんだから公園として使えば問題ないと一社の方、もう一社の方は公園が焼却場になるのなら反対だといっておられました。今はどうお考えでしょうか。	本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えさせていただきますが、今後も、地域の皆様のご意見を十分お聞きする中で、ご理解をいただけるように努めてまいります。
61	第4章	4-1 大気質 4-5 悪臭	326 444	平成六年稼働の資源化施設が出来その中で不燃ごみとして集められたごみを最初は五日間稼働していたようですがこのところ週二日間だけですとのお話したたびたび見学に行くことがありましたがいつも稼働していないので不燃ごみ破碎されている時に見学させて下さいとお願いし。当日は雨降り雨雲がたれこめている状況で排気口から出た、たぶんきけん物質が含まれていたでしょう蒸気が建屋の南へまわりこんで流れ清掃センターの玄関の前を歩いていると、すごい異臭がしました。この時全員の方が異臭を感じ一人の女性の方は、二日ぐらい頭痛がし体調が良くなかったとの声 平成六年不燃ごみ破碎施設が出来 平成二十一年十二月末までダクトから出ていたのが、三億円ほどかけ出来たものすごい装置を見学させていただきましたが、やはりこの間の十数年間なんの除染装置もなくもろにダクトから放出され近くの住民の一人からは自宅に来ると調子が悪くなるという話しも聞くにつけ 3.11 の原発の終そくのメドがつかないこの世の中、広域ごみ焼却施設が出来るとなれば大気汚染など目にみえない物に苦しめられこの世を去るとなると生きる希望もなくなります。	計画施設においては、悪臭への対策を十分に行うとともに、ダイオキシン類をはじめとする有害物質についても、公害防止基準の遵守はもちろん、さらなる低減を目指してまいります。
62	(その他)			最後に同じ大豆島地区民である松岡区に特別に分けて説明会を行っていることが税金のむだ使いであり大変問題ありと申し上げなんらかのかけひきが…平等で公平な役所の姿政を示して下さい。	本事業につきましては、重要な課題であることから、建設候補地の直接の地元である松岡区及び大豆島地区のそれぞれにご理解とご協力をお願いする必要があると考えております。
63	(その他)			人間は動物、勉強にいそしみ対話も出来る人間ってすばらしい動物この命を大切に、行政のこそく情報からくりで大きな公共事業をゆうどうする者はつみ深い人間であります。とくと考えて下さい。 放射性廃棄物の最終処分の仕方やそれまでの管理方法について安心できる対応策を早急に示さなければならぬ住みにくい日本になって行くのではないのでしょうか。	今後も、地域の皆様のご意見を十分お聞きする中で、ご理解をいただけるように努めてまいります。